

事務連絡
令和2年2月27日

都道府県
各 指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部（局） 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども・子育て支援交付金の
取扱いについて

「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）における取り扱いを踏まえ、都道府県、保健所を設置する市、又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、開所日数が基準額（加算を含む）の算定に影響する以下の事業について、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご注意ください。

- ・利用者支援事業
- ・放課後児童健全育成支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子育て援助活動支援事業

なお、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者
に多数の発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合
においても、上記の取り扱いに準じることとします。

都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む）に対する周知をお願いいたします。

（子ども・子育て支援交付金の交付申請等について）

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付

TEL：03-5253-2111（内線38456）

（利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業について）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）